

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
土浦造園株式会社	茨城県土浦市佐野子 1061-1	2-000489

注) 業者番号「2-」は、茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成25年1月10日 ～ 平成25年2月9日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

土浦造園株式会社外1社は、平成24年10月3日、茨城県土浦土木事務所発注の一般国道408号（つくば市平塚地内）の道路植栽管理工事において、安全管理の不適切により、公衆に負傷者を生じさせ、かつ損害を与える事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理の不適切により公衆に負傷者を生じさせ、かつ損害を与える事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第1第6号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第6号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上4箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 日立製作所	東京都千代田区丸の内 1-6-6	1-004702

注) 業者番号「1-」は、国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成25年1月10日 ～ 平成25年7月9日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

株式会社 日立製作所は、公共の利益に反して、自動車メーカー発注の特定自動車部品の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、平成24年11月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者とされたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第2第6号に該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)